

〈論文〉

退職給付会計基準見直しに関するポイント

宮川 昭 義

1. はじめに

わが国の企業会計基準委員会(ASBJ)は、国際会計基準審議会(IASB)による国際会計基準第19号「従業員給付」(以下「IAS19」)の見直しとその議論を踏まえて、当該退職給付会計基準の改訂を中長期的に取り組むこととしてきた。2009年1月には「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、これに寄せられたコメントを分析検討し、当該退職給付会計基準見直しを2つのステップに分けることとした。

ステップ1として2010年3月に、既存の「退職給付に係る会計基準」(以下「旧基準」)を改訂するための公開草案を公表した。当該公開草案へ寄せられたコメントの中には、退職給付会計の改訂にあたっては、わが国における当該関連諸制度との調整等が必要であり、個別財務諸表の作成(とくに負債認識のあり方)にあたっては、大きく影響を受けることから当該基準の適用には慎重に検討すべきであるとの意見が多く寄せられた¹。

こうした意見を踏まえて、当該会計基準の改訂にあたって個別財務諸表を当面どのように扱うべきかについて財務会計基準機構(FASF)は2010年9月に「単体財務諸表に関する検討会議」を設置した。とくに未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用にかかる負債計上のあり方について議論を重ね、当該議論に係る報告書を2011年4月に公表した。その後、当該報告書で示された方向性に留意しつつ改訂作業を進めた結果として2012年5月に企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下「改訂基準」)および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下「改訂指針」)が公表された。

当該会計基準の改訂にかかるポイントは主に3つある。一つは先にも触れた未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用にかかる会計処理、次に退職給付債務の計算方法、そして当該会計基準にかかる会計情報の拡充、の3つである。そのうち、本稿では一つ目の未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用にかかる会計処理の改訂点に着目し、旧基準との間に見られる会計学的解釈との異同について、2011年に公表されたIAS19とも比較しながら分析することとする。

2. 会計情報利用者から見た改訂の目的

今回の改訂において大きく注目を集めたのが、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用にかかる会計処理の改訂である。旧基準では数理計算上の差異および過去勤務費用を平均残存勘

務期間内の一定の年数で定期的に処理することとされ、ここで費用処理されない部分(未認識項目)については、注記において情報開示することとなっていた。

遅延認識と言われるこうした会計処理により、退職給付に係る負債は現在時点における退職給付債務見込額から未認識項目を加減し、この金額に対して年金資産を控除して計上されてきた。この結果として、基礎的な数理計算上の計算では積立不足であるにもかかわらず前払年金費用として資産計上がなされる場合や、積立超過であるにもかかわらず退職給付引当金として負債計上される場合があるなど、当該退職給付制度にかかる財務諸表の情報利用者の理解を阻害しているのではないかという指摘が繰り返されてきた。

こうした指摘はわが国にかぎったことではなく、1980年代以降、当該会計基準にかかるフレームワークが検討されてきた過程において絶えず言われてきたことであり、IAS19の改訂作業においても当該論点は主な議論の対象とされてきたところである。このため改訂基準および改訂指針では、こうしたIAS19の改訂作業を意識しながら検討されてきた性格が色濃く反映されている。

その検討結果として、数理計算上の差異および過去勤務費用の当期発生見込額のうち、当期に費用処理されなかった未認識項目については、その他の包括利益 (Other Comprehensive Income, 以下「OCI」) に含めて計上することとなった。そして、税効果会計を適用の後、純資産の部のその他の包括利益累計額へ計上されることとなった。したがって改訂基準では、現在時点における退職給付債務見込額から年金資産を控除した額が、積立状況を示す会計情報 (概算情報) として貸借対照表 (以下「B/S」) に計上されることとなったのである。以上が改訂基準および改訂指針によって影響を受ける B/S 項目にかかる変更点である。

一方、損益計算書 (以下「P/L」) にかかる会計処理については、旧基準のフレームワークは基本的にそのままである。確認すると、退職給付費用の処理については平均残存勤務期間内の一定の年数での規則的な処理に変更はなく、結果として当該費用計上による当期純利益の計算に影響を及ぼすことはない。

ただし、前記 B/S との兼ね合いにおいて、当期に発生したと見込まれる未認識項目を OCI として計上し、それを純資産の部におけるその他の包括利益累計額に反映したことで、その後の期間における費用処理について P/L に影響を及ぼすこととなる。いわゆる OCI の組替調整の必要であり、一般にこれをリサイクリングという。なお改訂基準および改訂指針におけるこれらの処理は、連結財務諸表ベースについて適用されるものであって、個別財務諸表については、当面の間、旧基準が適用されることとなった。

当該改訂による会計情報利用者の視点から、こうした数理計算上の差異にかかる処理の変更により期待されるのは、それまで未認識項目として B/S 上オフバランスされてきた金額が、即時認識によりオンバランスされることで、比較可能性の向上や経済的実態の把握が改善されるというものである。これまでのオフバランス未認識項目の多くは、実質的に「積立不足」であることを非明示的にするものであり、実態を把握するためには注記事項より情報を拾って、財務情報を調整する必要があった。

年金資産を (可能な限り) 時価評価することで、当該金額が每期変動する。退職給付債務における基礎率 (退職率、死亡率、割引率、予定昇給率など) の変化により、当該債務の見積計算にも変動が生じるなど、金額としての確度が低下することに対する会計情報の性格にかかる議論もある。

ただし、金額の確度は有利子負債よりも劣るものの、企業が抱える財務リスクをオンバランスすることが有用であるという考え方に軸足を置くのであれば今回の改訂は会計情報の透明性という観点からは旧基準に比して改善されたと言える。

3. 国際会計基準とのコンバージェンス

今回の改訂と国際会計基準とのコンバージェンスの関係から見ると、それまで遅延認識の下で未認識項目とされてきた金額を連結財務諸表において、B/Sにオンバランスすることが最も重要なポイントであったと指摘可能である。未認識項目をB/Sでオンバランスすることは、2011年に公表されたIAS19のB/S処理にかかるコンバージェンスを図ることとなる。もちろん、これは前記の会計情報利用者の当該会計情報の比較可能性を改善するとともに、会計基準そのものの理解可能性をも向上させようとする狙いがある。

たとえば、退職給付制度に積立不足がある場合には、退職給付に関する積立状況について、金額的な確度が劣るものの、負債として計上することとなる。実務的には、当該改訂基準適用後にそれまで未認識項目であったものがB/S上に即時認識されることで負債が増加し、純資産の部のその他包括利益累計額が減少（税効果会計適用後）する企業が増加するものと推測される。

他方、未認識項目をB/S上で即時認識する結果として生じると考えられるのが、年金資産運用の巧拙が純資産に大きな影響を与える可能性である。未認識項目という会計情報としての透明性は劣るものの、それまでの遅延認識が会計処理として選択可能であった背景には、年金資産および退職給付債務の見積計算の確度が劣るという会計情報の信頼性との兼ね合いによるためであった。つまり年金資産運用の巧拙が、経営者の責任にからなずしも直結するものではないという一般的理解とそのリスクコントロールから経営者としての責任を遠ざけようとする“あそび”を容認しようというものであった。

しかし、遅延認識からB/S上の即時認識へと代わることで、経営者による当該制度にかかるリスクコントロールについての説明責任がこれまで以上に大きくなったことは否定できない。このことは、単に投資家を中心とする会計情報利用者に対する説明責任のみならず、当該制度に対する本来的な権利者たる従業員や受給者に対する経営者としての説明責任も増大したことを示している。ただ、いずれにしても今回のわが国における当該改訂基準および改訂指針の公表について、それまでの遅延認識による未認識項目の是認を改め、即時認識によるB/S上のオンバランスを図るという変更は、2011年公表のIAS19と同じであり、この点に関してはコンバージェンスが進められたと理解すべきである。

4. 費用処理方法のコンバージェンス

遅延認識による未認識項目を即時認識とすることで、当該制度にかかる企業責任を（または資産）を大まかに把握するためには、今回の改訂は有益であったと考えられるが、それにとまなう処理についていくつか検討すべき点がある。まず、根本的な問題として、当該制度に関する費用処理方法について、年金資産の運用をはじめとする当該制度に対する企業責任、突き詰めれば経営者の責任

をどのように理解するかという点である。

当該制度は、本来の企業活動に含まれると考えるか、あるいは含まれないと考えるかについては意見の分かれるところであろう。というのも、当該制度にかかる企業責任が、現行の会計概念にしたがえば、従業員に対する労働債務であるとするなら、総論的には本来の企業活動に含めるべきであると考えことに無理はない。一方で、実際に当該労働債務が、実際に企業責任として生じるものの、そのための企業からのキャッシュアウトフローが比較的遠い将来であることを考慮すれば、各論として短期的な数理計算上の変動のすべてを経営者の責任として帰することの功罪を検討しなければなるまい。このあたりは、主に会計情報利用者各人による考え方の相違によって意見がわかれるところだと考えられる。

たとえば、短期的な企業株価の変動による経営環境への影響を可能な限り抑制しようとすることは経営責任の一端であると考えられるが、その変動を毎期の企業業績へ反映させることになると大きな抵抗感があるものと考えられる。これは、株価の変動が本来の企業活動以外の要因によって変動する可能性があることを、会計情報利用者のすべてが考えているからに他ならない。同じことが当該会計基準によって計算される負債あるいは資産の認識にも当てはまる。

つまり、年金資産の時価評価や、退職給付債務の見積計算のような金額としての確度の低さは、本来、長期的視座により途中経過を知りたいという欲求に根ざすものであって、その途中経過に含まれる変動をそのまま企業業績（とくに利益計算）へ反映させることは無理がある。株価や債券価格の変動によって每期計上される退職給付費用に変動があったとしても、それを即時に費用認識することが企業業績にかかる会計情報としての有用性が保たれているかは検討すべき余地がある。実際、企業業績にかかる予測については、実務において株価の動向等で退職給付費用が每期増減することに対して、数期間の状況を踏まえて、平均的な退職給付費用の水準を考慮する。そのうえで、将来の企業業績にかかる利益あるいはキャッシュフローにかかる予測をしているのである。

そこで、一度に当該変動のすべてを即時認識したところで、当該会計基準がそもそも金額的な確度が劣るものであることを考慮すれば、B/S上におけるストック情報に関しては即時認識することを求め、P/L上のフロー情報に関しては従前のおり未認識項目とされてきた部分を平均残存勤務期間以内で平均的に損益に反映することについては一定の理解が得られるものと考えられる。むしろ検討すべきは、こうした費用処理をおこなううえでの相手勘定の処理方法である。

数理計算上の差異や過去勤務費用を費用処理する場合、未認識項目にかかる金額については税効果の調整後、いったんOCIを通じて純資産の部に計上される。その後、翌期以降にリサイクリングされるわけだが、IFRSとのコンヴァージェンスという観点からはIAS19ではリサイクリングしないためP/L上の取り扱い是不一样的。

しかし、この点に関するP/Lの取り扱いについては、OCIから当期純利益にリサイクリングしないIFRSの会計処理は、当期純利益の概念を歪めることになる。というのも、IFRSのようにリサイクリングしないままの状態では、退職給付関連のコストについて原価計算などに織り込むことができず、結果として適正な当期純利益の計算という観点からは妥当性を欠いていると結論づけられる。

5. おわり

最後に、当該会計基準と IFRS とのコンバージェンスの関係から、OCI とリサイクリングに関してまとめることとする。IASB が 2011 年に改訂した IAS19 は、退職給付を含めた従業員給付の財務報告を短期的に改善することを目的として公表されたものである。したがって、当該改訂では主に確定給付制度に関する認識、表示および開示のあり方に限定した改訂となった。とくに遅延認識の廃止に関する取り扱いについて注目を集めた。

改訂前の IAS19 では、数理計算上の差異の認識についてはコリダー方式（回廊アプローチ）による遅延認識と、OCI での即時認識（リサイクリングなし）のいずれかによる選択肢を認めていた。しかし、改訂後の IAS19 ではコリダー方式を廃止し OCI での即時認識（リサイクリングなし）に一本化した。

また、過去勤務費用についても、改訂前の IAS19 では権利が未確定なものについては権利が確定するまでの期間にわたって定額法により認識する処理をおこなってきたが、改訂後はこれについても勤務費用として即時認識（リサイクリングなし）することとなった。

さらに、改訂前の IAS19 では、制度資産に期待収益率を乗じたものを期待収益と認識する処理をおこなってきたが、改訂後は確定給付負債（あるいは資産）の純額に確定給付制度債務の見積計算に用いる割引率を乗じた金額を利息純額として算定することとして、期待収益という考え方を廃止した。

つまり、改訂前の IAS19 では遅延認識を採用する場合、上記の未認識項目にかかる金額については一定の平準化（あるいは費用配分）の余地があり、そのことをもって直接的に当期純利益の計算が每期大きな変動にさらされることがなかった。その結果として、当該認識された退職給付費用は収益に対応する費用概念として原価計算などのコストとして認識することが可能であった。

しかし、OCI で即時認識し、数理計算上の差異がリサイクリングされない改訂後の IAS19 では、当期純利益の計算に歪みが生じることとなる。結果として、会計基準として OCI をリサイクリングしないという取り扱いは、従前の当期純利益概念と同じものとはならないことを意味する²。ましてや、一般に数理計算上の差異にかかる金額が重要かつ多額であることを考慮すれば、会計学的にも実務的にも大きな問題を残すこととなる³。

それ以外にも、今回の改正後 IAS19 では上述のように過去勤務費用について即時に当期純利益に認識することを求めたり、制度資産にかかる期待収益という考え方を廃止したりするなど、会計処理の整合性を保とうという視点からは、当該会計基準にかかる改訂の余地があったとしても、実務上の処理としては困難をとまなうものも見られ、かえって当該基準の理解が複雑化してしまったと言えよう。

このように考えると、現時点におけるわが国の退職給付会計は、米国会計基準の考え方、すなわち未認識項目の即時認識による B/S 上のオンバランス化および P/L 上では遅延認識でリサイクリングありという処理とほぼ同じであり、実務的にはもっとも適切な会計処理であると言えよう。そうした意味で、今回、公表された改訂基準および改訂指針は、B/S 上の処理については IAS19 とのコンバージェンスが図られている一方、P/L 上の処理に関しては米国会計基準に近いものとなっている。

今後、この点の異同については、周知のようにIASBが2011年7月に公表した「アジェンダ・コンサルテーション2011」において、「OCIとリサイクリング」が最重要課題と提案されている。IFRSでは当期純利益へのリサイクリングの要否が会計基準ごとに異なり、基準横断的な一貫性がない状況である。以上のことから、退職給付費用の認識とその後のリサイクリング処理については、退職給付会計のみならず、それ以外の会計基準との整合性を図るうえで当期純利益の性格を含めた利益概念の議論を注意深く見ていく必要がある。

注

- 1 具体的な意見には、たとえば事業活動の分離によって、当該分離事業にかかる企業年金制度の見直しがおこなわれる場合、数理計算上の差異にかかる金額を即時認識することが実務的に困難であること、あるいは事業分離以前の当該制度にかかる負債については、分離元の企業が継続して負担するなど事業分離にともなう被分離企業の当初の財務内容に過重な負担を強いることがないような経営判断がおこなわれるなど、今回の改訂が連結財務諸表の透明性を向上させることを目的としていることから、個別財務諸表レベルに関してはより慎重な対応を求める声が多くあった。
- 2 数理計算上の差異をリサイクリングしないということは、当期純利益を重視するという立場から見ると、労働対価（退職給付費用）を資本から直接賄うことを求めているような誤解を生じさせる可能性がある。
- 3 当該数理計算上の差異をどのように取り扱うかにおいては、議論の過程で、選択肢の1つとしてP/Lの当期純利益の計算に即時認識する案があったが、もしこれが採用されていた場合、IFRSを採用する企業の多くが、当期純利益に大きなボラティリティを生じることが懸念され、それを嫌気した経営者によって確定給付型企業年金制度の廃止などの判断が生じる可能性があった。